平成３０年（フ）第４７７号
大阪府四條畷市雁屋南町24番４号
債務者　堂間　末子
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４号
秋田県能代市能代町字中川原12番地44
債務者　佐藤　　實
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成３０年（フ）第６号
福岡県直方市大字植木265番地１　市住1386号
債務者　竹本ひとみ
1　決定年月日時　平成30年２月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成３０年（フ）第６号
長崎県西彼杵郡長与町平木場郷1936番地、旧住所長崎県長崎市滑石３丁目５番１号　ラ・フィーユ・メゾン103
債務者　長谷　魁仁
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２号
熊本県天草市二浦町亀浦3255番地２、前住所兵庫県神戸市中央区神若通１丁目３番４号コーポ神若201
債務者　平山建士郎
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
熊本地方裁判所天草支部

平成３０年（フ）第３号
青森県三戸郡階上町大字道仏字向６番地
債務者　寺澤　　保
1　決定年月日時　平成30年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第９３０号
仙台市若林区遠見塚３丁目６番９号
債務者　松長　義興
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第３７号
仙台市宮城野区東仙台２丁目３番13号　コーポラス東仙台201、従前の住所宮城県気仙沼市本郷16番地16
債務者　岩瀬英有規
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１１号
福島県いわき市好間町小谷作字ヲミカト68番地の１　県営住宅２－30
債務者　吉田　武弘
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成３０年（フ）第１２号
福島県いわき市中岡町５丁目６番地の１　市営住宅４－119
債務者　室井喜久子
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第４３０号
茨城県東茨城郡茨城町大字小幡1540番地１
債務者　髙橋　直也
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第２０号
茨城県常陸太田市小目町954番地の４
債務者　川又喜美子
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第９６号
千葉県いすみ市大原10578番地
債務者　安形　昌樹
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第９８号
千葉県茂原市大芝1962番地34
債務者　戸田　奈美（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第９９号
千葉県茂原市下永吉740番地１
債務者　野口亜希子
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第１００号
千葉県長生郡長生村一松戊3454番地131
債務者　遠藤　和彦
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第１０１号
千葉県いすみ市今関482番地１
債務者　佐藤　菜津
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係